○文部科学省告示第六十五号

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第九条の規定に基づき、平成二十二年度に実施する司書及び司書補の講習について、受講者の人数、選定の方法及び講習の期間等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

文部科学大臣　川端　達夫

実施大学	講習の別	講習の期間	受講者の人数	受講申込期間	受講者の選定の方法	講習の実施場所
富士大学	司書	七月二十日～九月十四日	七十名	四月十九日～七月九日	作文及び書類審査	岩手県花巻市下根子四五〇の三 富士大学校舎 電話〇一九八（二三）六二二一
	司書補	七月二十日～八月二十八日	四十名			
聖学院大学	司書	七月二十三日～九月二十四日	百名	四月十五日～六月二十一日	作文及び書類審査	埼玉県上尾市戸崎一の一 聖学院大学校舎 電話〇四八（七二五）五四六一
聖徳大学	司書	七月二十六日～九月十八日	百名	四月五日～五月二十一日	作文及び書類審査	千葉県松戸市岩瀬五五〇 聖徳大学 新一号館、三号館、七号館 電話〇四七（三六五）三六〇一
	司書補	八月六日～九月十一日	五十名			
亜細亜大学	司書	七月二十七日～九月二十一日	百二十名	四月一日～五月二十二日	作文及び書類審査	東京都武蔵野市境五の二四の一〇 亜細亜大学二号館、七号館 電話〇四二二（三六）三二三六
明治大学	司書	七月二十日～九月十一日	百名	五月一日～五月三十一日	作文及び書類審査	東京都千代田区神田駿河台一の一 明治大学駿河台キャンパス アカデミーコモン 電話〇三（三二九六）四四二三
	司書（メディア）	七月二十三日～三月十三日	八十名			
鶴見大学	司書	七月十五日～九月十四日	百二十名	四月一日～六月四日	作文及び書類審査	神奈川県横浜市鶴見区鶴見二の一の三 鶴見大学校舎 電話〇四五（五八一）一〇〇一
	司書補	七月十五日～九月十四日	五十名			
中部学院大学	司書	七月十四日～九月一日	八十名	四月一日～六月三十日	作文及び書類審査	岐阜県関市桐ヶ丘二の一 中部学院大学校舎 電話〇五七五（二四）九四六〇

愛知学院大学	司書	七月十六日～九月十日	二百名	四月五日～五月七日	作文及び書類審査	愛知県日進市岩崎町阿良池一二 愛知学院大学日進キャンパス 電話〇五六一（七三）一一一一
	司書補	七月十七日～八月二十八日	五十名			
滋賀文教短期大学	司書	七月二十日～九月二十九日	五十名	五月六日～五月二十八日	作文及び書類審査	滋賀県長浜市田村町三三五 滋賀文教短期大学校舎 電話〇七四九（六三）五八一五
桃山学院大学	司書	六月二十一日～九月二十一日	二百名	五月六日～五月二十日	作文及び書類審査	大阪府和泉市まなび野一の一 桃山学院大学和泉キャンパス 電話〇七二五（五四）三一三一
広島文教女子大学	司書	七月二十一日～九月十八日	七十名	四月十九日～五月二十一日	作文及び書類審査	広島県広島市安佐北区可部東一の二の一 広島文教女子大学六号館 電話〇八二（八一四）九九九二
別府大学	司書	八月二日～九月二十七日	百六十名	四月十二日～六月十二日	書類審査	大分県別府市北石垣八二 別府大学校舎 電話〇九七七（六六）九六三五
	司書補	八月二日～九月十一日	五十名			

備考　受講の申込手続は、各大学において行う。詳細は、各大学へ直接問い合わせること。

○農林水産省告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年三月三十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山字下山三の七・九の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年三月三十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須塩原市・佐野市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備